

第百七号議案

江戸川区そよ風松島荘の指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

令和二年十一月二十四日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区そよ風松島荘の指定管理者の指定について
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定により、江戸川区そよ風松島荘の指定管理者を次のように指定する。

| | | | | |
|------------|-----------------|------------------------|-----------|------------------------|
| 江戸川区そよ風松島荘 | 名 称 | | 指 定 管 理 者 | 指 定 の 期 間 |
| | 所 在 地 | 名 称 | | |
| | 葛飾区東四つ木一丁目二番一七号 | 社会福祉法人共生会 理事長 福島 俊彦 | | 令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで |

（説明）

令和三年三月三十一日に指定期間が終了することにより、同年四月一日からの江戸川区そよ風松島荘の指定管理者を指定する必要があるため、本案を提出いたします。